

ジェンダーと生涯学習

—人権の視点からの女性のエンパワーメント課題—

金井 淑子

< キーワード >

女性の権利/人権 エンパワーメント ジェンダー NGO/NPO 生涯教育/学習
パターンリズム 自己決定 自律・自助・自立 女性の連帯

< 要旨 >

本稿は、日本の生涯学習の新たな方向性をジェンダー概念から明らかにすることを課題としている。もとよりこの「ジェンダー」の視点には、「性別役割分業の克服」や「女性の自立」のテーマは当然含まれる。しかしこの「ジェンダー」で問われている現代的課題をより鮮明化するには、「女性のエンパワーメント」と「女性の権利/人権」の視点が不可欠となる。「女性のエンパワーメント」と「女性の権利/人権」の課題こそ、今日の生涯学習推進の理念的な課題である「人権意識の高揚と民主主義の徹底」ともまさに重なり合うものであること、しかもこの人権理念には、これまで社会的弱者とされ近代的パターンリズムの保護の対象とされてきた当事者のエンパワーメントが第一義的に課題となっていることに留意したい。高齢者、障害者、女性、先住民や少数民族グループ、子ども等々の存在は、近代的国民国家的枠組みから排除されてきたがゆえの、あるいはまた近代的公私二元システムのもとでの近代的家族がその内側に保護の対象として囲い込んできたがゆえの、二流市民化されてきた存在である。いまそうした二流市民からの自立として、当事者の自己決定権やパターンリズムからの自立の課題として、エンパワーメントが大きく浮上している。「女性の権利/人権」「女性のエンパワーメント」は、「ジェンダーの課題」の軸からそれをもっとも先鋭的に表現したものであるというべきなのだ。

以下の行論では大きく三つの軸を立てている。一つは、「女性の権利/人権」とジェンダー、女性のエンパワーメントの課題をクローズアップさせてきた国際的背景について、ユネスコの生涯学習推進の文脈と、国際女性年を背景とする広義の女性政策の展開に即して、その課題を捉え返し、日本社会における課題や理念の受容に日本的バイアスが滑りこんでいないかを点検することである。第二には、日本社会における社会教育から生涯学習推進への移行における問題や課題を明らかにしておくこと。第三は、男女平等ではなく男女共同参画でジェンダー・イクオリティが語られる日本社会であるからこそ、「女性の権利/人権」「ジェンダーの視点に立つ生涯学習」が不可欠であることを確認することである。

はじめに

生涯学習推進が提唱されて十年余、日本社会においても、これまでの高齢者や主婦中心の「心の豊かさ」や「生きがい」づくりに重点をおいた学習からの脱却がさまざま

に議論されている。だが、その方向はいまだよく見えてこない。しかしその一方で、「学習成果の社会的還元」の名目のもとに、街づくりや地域づくりと学習ボランティア育成論に生涯学習を方向づける動きは先行している。学歴偏

重社会の打破から始まって、多様化するライフサイクルのなかでの人々の生きがいがづくり、さらに街づくりや地域おこしまで、生涯学習には戦後日本社会のかかえるさまざまな問題が託され、一種「生涯学習万能論」ともいべき状況も出ている。しかし他方でまた、社会教育から生涯学習への移行・転換のメルクマールとすべきことが明確には見えてこないことや、そもそも欧米における生涯学習を特徴づけるリカレント教育の側面が希薄であること、それゆえに生涯学習がなぜに公的に行われなければならないかの理念的方向性が不鮮明であるといった日本社会の生涯学習推進の問題がある。

ところで日本の社会教育の場面では、戦後一貫して、女性の学習の取り組みが展開され、「女性問題学習」という一つの学習モデルを定着させてきている。この女性問題学習の場面でも近年にわかに、その新たな学習課題として「ジェンダーの視点」が取り上げられている。しかしながらそこでのジェンダー概念の受容のされ方にもかなり問題がありそうだ。というのも、そこでは、それまで女性問題学習がジェンダー概念に先行して「性別役割分業の克服」や「女性の自立」のテーマの中で追及してきた課題とほぼ重ね合わせてそれと同義にジェンダーがうけとめられており、今日の女性運動・フェミニズムの文脈に、とりわけ「第4回世界女性会議」の「北京」以降の女性政策の場面で、女性政策のメインストーリーミングに向けてのパラダイム転換の中で[大沢/上野 1999]、ジェンダー概念が大きく浮上している意味が果たして踏まえられているのかという点で、疑問を禁じえないからだ。

さらに言えば、生涯学習はどこまでも学習支援であるとして「支援」というスタンスに一步引きつつある現在の行政支援のありかたは、社会教育が公的に行われてきた意味を見えにくくする。このことは「男女共同参画社会推進」についても言えることで、「男女共同参画」なのだから、もう女性だけを対象とする「女性問題学習」でもない、男性を巻き込むべきとして、女性のエンパワーメントのための学習支援や活動支援の要求を出しにくくなっている状況が進んでいる。

このような日本の生涯学習の「現在」への危惧と、「女性問題学習」の場面でのジェンダー視点の受容のされ方への疑問を問題意識に置きつつ、その疑問や危惧を解く方向を生涯学習推進の国際的な背景と、人権確立への国際女性年からの女性の取り組み、とりわけ「北京」以降の国際女性運動とそれを受けた国内的取り組みの中に理念的な課題を辿ることによって掴み得ればと考えている。

1. 転換点にある日本の生涯学習

—生きがい対策から「学習成果の社会的還元」へ

国際的な場面での生涯学習推進の取り組みは、戦後まもなくから、とりわけ国連のユネスコの中で1967年ポール・ラングランによって「生涯教育論」が提唱されてからのこととされる。日本社会での生涯学習推進の取り組みが本格化したのは、80年代も後半になって、1989年に生涯学習推進法の制定を契機に本格的に政策的展開をみてからのことである。そしてさらにそこから10年を経て、生涯学習推進の場面では一つの転換点が意識され始めている。この転換点にある日本の生涯学習の理念方向付けを考えようとすれば、どうしても以下のようないくつかの問題をまず挙げねばならない。

生涯学習はなぜに「公的に」取り組まねばならないのか。社会教育から生涯学習への移行において、従来よりの社会教育の現場には少なからぬ混乱・困惑があるが、社会教育と生涯学習との関係はいかに捉えられるべきなのか。その社会教育の場で戦後一貫して取り組まれてきた女性の学習/教育は、生涯学習推進の中でどのように位置付けられるのか。現在、「生涯学習推進基本法」制定以来十年を経て、その見直しが問われているなかでの「学習成果の社会的還元」への政策的誘導や「生涯学習万能論」の論調をどう見るか。そもそも日本の生涯学習の展開は国際的な生涯学習論の背景に照らした時どのように位置付けられるのか。主婦や高齢者の「心の豊かさ」や「生きがい」づくりに重点をおいた学習からの脱却の必要性が説かれているが、もともと日本の生涯学習には、欧米における生涯学習を特徴づけるリカレント教育の側面が希薄であったということからすれば、「心の豊かさ」や「生きがい」づくりの学習を否定するのではなく、むしろそれを個人の自立とエンパワーメントにつながる学習/教育へと方向付けることが課題とされるべきではないか。生涯学習/教育を個人の基本的な人権の一つに位置付けるポール・ラングランの提唱した学習権思想を十分に受け継ぐ展開とはなっていない状況であったことこそが問われているのではないかと。そして何よりも、男女共同参画社会形成の推進と生涯学習推進法の課題はどのようなところで接点をとりうるのか、等々の問題である。

だがこうした状況に対する研究、すなわち社会教育から生涯学習への移行・転換に関する理論的な発言は意外に少ない。もとより私自身が社会教育の分野にあるものではないので、まったく管見のそしりを免れないかも知れないのだが、黒沢惟昭たちの生涯学習を人権の視点で方向

付けようとする取り組みや[黒澤 1995]、生涯学習の政策的イデオロギー批判の問題意識に立つ長沢の発言などいくつか目に付いたものはあるものの、系統だって上記のことがらを包摂的に展開しているものはあまり見うけられなかった[長澤 1998]。その中で、日本の戦後の社会教育から生涯学習への移行の中での混乱と課題について佐藤一子が提示している諸点が私の問題意識と重なるところが少なくなかった[佐藤 1999]。佐藤は「生涯学習の視点に立つ社会教育」という捉えかたによって社会教育の歴史的発達と今日的発展を統合していく必要を説く。この立場から、今日のコミュニティ教育の新たな発展を含む現代的・国際的な「成人教育」の内実に通ずるものが日本では「社会教育」の用語によって戦後当初から形成されてきたと解釈しようとしている。したがって「社会教育」を国際的なノンフォーマル・エデュケーション、コミュニティ教育の動向に関連付けて現代的に再解釈していくことが可能であり、またその実態も歴史的に形成されているというのだ。しかし日本の社会教育には、制度的に識字・成人基礎教育への視野が欠落し、職業教育・継続職業訓練の教育が十分統合されていない。また、日本では生涯学習政策の推進過程で生涯学習の理念が「組織的な教育過程」としての社会教育を拡散させる方向で「意図的に」導入された面があると指摘している。そうした認識に立って、日本の社会教育の歴史的発達形態を「世界的相互規定」に基づいて、すなわちハンブルクの第5回ユネスコ国際成人教育会議において採択された「ハンブルク宣言」とアジェンダに則して、再解釈する作業がいつそう今日的な意味をもっている、という問題提起に及んでいるのである。

生涯学習がなぜに「公的に」推進されねばならないのかの理念的・政策的意味付けを明確にするには、さらに日本の戦後の社会教育から生涯学習への移行とその生涯学習の転換点の方向付けを確認するには、確かに「生涯学習の視点に立つ社会教育」という捉えかたによって社会教育の歴史的発達と今日的発展を統合し、生涯学習論の国際的背景から日本社会の政策展開を位置付け直していく方向が考えられよう。現在日本社会ではさまざまなレベルでの生涯学習の産業化、カルチャー産業の肥大化が進行し、文化産業は21世紀の最大の成長株と予測されるほどに「文化資本化」が進む状況では、そうした市場化・商業化ベースで進む生涯学習社会化と行政が公的に取り組む生涯学習推進は何をメルクマールとして区別されるのかを明らかにすることは避けては通れない問いであるからだ。

「個人の“生きがいづくり”から“街づくり”へ」という方

向もそうした状況の中で、生涯学習を「公的に」行う根拠を問う問題意識から出てきたものと考えられる。生涯学習推進のこうした方向の取り方の日本的バイアスともいべき懸念に加えてもう一点決定的な問題点とすべきは、「ジェンダーの視点」の欠落であろう。この点で懸念される問題をあげるならば、それは、少子・高齢化、経済社会の停滞といった現下の社会的緊要課題への対応から「市民力の形成」が学習成果の社会的還元のもとに説かれ、とりわけ女性たちには、高齢者介護の地域基盤整備において政策的に誘導づけられる女性のボランティア活力化が、「地域の嫁」の産出という新たなジェンダー構造を再生産しかねない状況があることである。「ジェンダーの視点」を欠いた生涯学習推進は、その底流において家族イデオロギーや母性主義を美化する風潮と通底し、現体制の伝統的な性別役割分業観を容認することになってしまう。それはまた結果として、社会を脱・性別役割分業のシステムに組み替えるべく推進している(これもまた国際女性年の取り組みという国際的な背景をもつ)行政の女性プラン推進・男女共同参画推進の政策とは相容れない動きを作ってしまうことになる。生涯学習を「公的に」推進する意味を明らかにするために、以下、ごく概括的に生涯学習論の国際的背景から日本社会の生涯学習推進の政策展開の問題点を析出しておこう。

2. 人権の視点を欠落した生涯学習推進

—生涯学習論の国際的背景と日本社会の政策から

周知のように、ライフロング・インテグレイテッド・エデュケーションを原義とする「生涯教育」論は、ユネスコでの成人教育の責任者であったポール・ラングランによって提唱されたものであるが、このライフロング・インテグレイテッド・エデュケーションの含意する課題は何であったのか。それは、生涯にわたって一般教養と職業教育あるいは、学校教育と成人教育など、さまざまな教育機能が生涯にわたって総合されている教育とされる。この定義はさらに20年後の1985年ユネスコの第4回国際成人教育会議での「学習権」のより深い定義に引き継がれている。すなわち学習権とは、「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自ら自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的集団的権利を発達させる権利である」こととして定義されたのである。さらにそれは「基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である」ことが明記されたのである。

つづくユネスコの第5回国際成人教育会議(1997年)ではさらに画期的な宣言とアジェンダを採択している。それは開催地にちなんで「成人教育に関するハンプルク宣言」とネーミングされたものだが、この宣言においては「21世紀への鍵」というテーマのもとに生涯学習の方向を90年代に入って国連が主導する環境や人権をめぐる国際的な合意を踏襲する中で位置づけている。宣言は、「人権への全面的敬意にもとづいた、人間中心の開発と参加型社会だけが持続可能で公正な発展に導くことを再確認する」ということを明記し、また「生涯を通じた教育権と学習権の承認がこれまで以上に必要になっている」ことを強く提言している。すなわちここでは未来社会のあり方が、「人間中心の開発」「参加」「持続可能な発展」「正義」「人権」「平和」「平等」等のキーワードとともに提案され、その未来社会を築くためにこそ成人教育が必要とされることとして、未来社会の形成という課題を「成人の学習」の目的として提出し、学習の「責任」を強調している。

先にみた佐藤は、このような生涯学習の動向と展開を「社会における学び」の次の段階として「社会を創る学び」という文脈に位置付け、その背景にあるグローバリゼーションの進展に着目している。ラングランのあとユネスコの生涯教育部門の責任者となったイタリアのエットーレ・ジェルピは、ラングランのように先進諸国の社会変化や技術発展を楽観的にはとらえず、発展途上国との間で生じている市場拡大や「文化的同質化」、テクノロジーの移転などの、グローバリゼーションの矛盾に目を向ける。ジェルピがこうした抑圧に対する解放の課題の中で「自己決定学習」をとらえていることに佐藤は注目する。ここから日本社会での課題として「社会における学び」から「社会を創る学び」への転換に則して社会教育概念を再構成し、自発的な学びを発展させる組織的な教育過程のあり方を明らかにしうる社会教育の体系を構築していく必要を説いているのである。さらにまた、生涯学習政策における「公共性」のゆくえを検証する視座として、大人の学びと開かれた大学のあり方、地域にねざす学びの共同性、NPOが拓く新たな学びのネットワークといった課題を展開していくのである。

「生涯学習の視点に立つ社会教育」という軸から社会教育の歴史的発達と今日的発展を統合し、グローバリゼーションの矛盾の視点から自己決定学習を基礎付ける提案にはとくに異論をもつものではない。しかしすでに指摘したようにそこにもう一つ不可欠とすべきが「ジェンダーの視点に立つ生涯学習」という視点であることを再確認して

おきたい。「ハンプルク宣言」は明確にこのジェンダーに関しても課題の重要性を提起しているからだ。すなわち「宣言」は、「生涯学習とジェンダー」にかかわるところで、ジェンダーによる差別の禁止と女性のエンパワーメントの重要性を指摘し、ジェンダーの公正を達成するためには、教育機会の公平はもとより、教育を通してあらゆる年齢層の男性/女性にジェンダーによる不平等が存在する事実を認識させる必要性と、参画型の教育を通して女性の日常生活経験におけるジェンダーの課題を自覚する必要性を指摘しているのである。さらに「宣言」は、高齢者・移民・ジプシー・難民・障害者・被収容者などに成人学習を保障すべきこと、すなわち女性や高齢者、マイノリティ・グループや社会的弱者の人権とアイデンティティの尊重を打ち出している。ここから「成人教育は権利というにとどまらず、21世紀への鍵となっている。それは能動的な市民精神の帰結であるとともに、社会における完全な参加のための条件である」ことを導き、「宣言」は、人権の視点の重要性に加えて、異なる文化的立場に立つ者たちの共生、地球的視野に立つ環境保護と持続可能な社会発展のシステムの構築といった諸課題、さらにそうした課題に主体的に向き合う当事者の自己決定の力を培うという意味でのエンパワーメントと参画の諸課題を提示しているのである。

まさにここには、世界人権宣言以降の国連の作成した各種の人権条約と人権の国際化にむけた取り組み、さらに90年代に入ってウィーン世界人権会議において打ち出され北京行動綱領に引き継がれた「女性の権利/人権」の視点までの人権の新たな地平が包括的にふまえられている。生涯学習社会推進の背景には、国連を中心に展開されてきた人権政策のこのような大きな流れが存在する。しかもそれは「女性の権利は人権である」のスローガンに象徴される人権概念の新たな水準が関わっている。近代社会が「私事性」の名のもとに人権概念の外部においてきた家族や親密圏における人権に関する問題である。それゆえにそれはまた、女性のエンパワーメントに深くかかわってこざるをえない問題でもある。この人権の視点を欠落した生涯学習推進はありえないはずである。

3. パターナリズムからの自立へのエンパワメント

もとより今日の日本社会が経済社会の変化や青少年をめぐる新たな問題状況、さらに家族の危機や地域の教育力の低下、女性の雇用化とライフサイクルの変化、地球環境問題等々、多岐にわたる課題を抱えていることは誰の目

にも明らかなどころであり、日本の生涯学習推進が転換点にあることは否定しえない。行政が何らかの形で市民をこれらの問題解決を含む新しい街づくりに巻き込んでいくことは不可避的な課題となっている。だがそのことについても、行政と市民との間の自立的なパートナーシップ関係の樹立があってこそそういえることであり、当然その前提には市民一人一人のエンパワーメントが問われてくる。さらに地域にエンパワーメントされた市民の自発的で自律的なさまざまな活動が登場すること、そうしたグループが登場してくるような多様な学習／活動支援のあり方が問われることになる。

ところで女性のエンパワーメント課題は、ポスト「北京」の女性政策・女性運動の場面で大きく浮上してきた課題である。また「北京」に先立つ「ナイロビ将来戦略」が掲げた課題が、女性の社会参画であった。そこでは「女性差別撤廃条約」の掲げる「地上からのあらゆる形態での差別の撤廃」の実現には、まずなによりも当事者である女性の声が社会の決定権のある場面に反映されること、とりわけ政策決定の場に届く必要があることがうたわれ、具体的な数値目標とともに女性が社会のあらゆる場面に登場・参画していく必要性が確認されたのであった。

「北京行動綱領」では、改めて女性のエンパワーメントと参画の必要を次のような課題において確認した。ナイロビ会議から北京への10年を経てもなお女性の参画はその目標値からはほど遠い状況にあり、女性を取り巻く状況は全体として厳しさを増している。「貧困の女性化」が世界的な規模で広がり、すべての人間生活に影響を及ぼす持続的な環境悪化が進み、それはまた女性の働により直接的な影響を与えている。すなわち、この貧困と環境悪化は互いに密接なつながりをもっており、今日とくにそれは、この持続する環境悪化の主な原因が、工業国における持続不可能な消費および生き方のパターンにあること、これが貧困と不均衡を加速化させている。したがって女性が社会生活のあらゆる場面に参画することは、この深刻化する貧困と環境悪化に代わる新しい社会システムや経済社会発展(開発)のオルタナティブを提案しうる勢力として、女性が社会の中で果たすべき役割を担うこととされているのである。こうした課題の中での女性の参画には、女性のエンパワーメントが不可欠であること、女性のエンパワーメントなしの参画はありえないこと、つまり参画につながる女性のエンパワーメントであるべきことが確認されているのである。

したがって日本語で「力をつけること」と訳されるエン

パワーメントであるが、北京行動綱領を背景とする上記のような課題の文脈に則していえば、「問題解決能力をつけること」や「自己決定力をつけること」といった含意において「力をつけること」とすべきなのである。「女性が当事者として自らの問題解決のために力をつけること」という含意においてである。問題の「当事者として」ということが重要で、これまでの社会におけるパターナリズムは往々にして「弱い立場にある人々」が決定権をもつ人々に対して自らの問題の解決を預けてしまう関係を作りがちであったが、そうではなく自らが当事者として決定権のある場面へ参画して発言権を行使していくこと、そのための生涯学習権が課題となっているのである。パターナリズムのもとでの「保護の対象」から「自己決定する主体」へ、当事者としての意識高揚と意識覚醒にこそ、エンパワーメントという言葉が女性やマイノリティの運動場面に引き入れられた意味がある。「保護」の対象と位置付けられたがゆえに二流市民化されてきた女性や高齢者、障害をもった人、あるいは性的マイノリティとされる人などが、自らの置かれた立場や問題状況を主体的に切り拓いていく力である。近代的パターナリズムからの自立こそがエンパワーメントの内実を構成するというべきであろう。

もとより70年代以降の新しい社会運動の流れにおいても、また国連を中心とする人権政策の推進においても、女性や障害者、先住民、高齢者、さらに子どもが、当事者として運動の中に登場してきたことと、当事者としての自己決定権やアイデンティティ、さらに参画が主張されるに至ったことを踏まえるならば、生涯学習の場面でのエンパワーメントの課題も、「自己決定(権)の確立」や「保護から自助・自立・自己決定へ」という文脈と、「参画へのエンパワーメント」の視点を不問視することはできないはずである。そしてとりわけそれが「女性の」エンパワーメントと参画に関する課題であることも了解されよう。というのも、後述するように、女性のエンパワーメント課題としてあるパターナリズムからの自立には、DV(ドメスティック・バイオレンス)問題やセクシュアル・ハラスメントなど、近代の性支配に深く根ざした「ジェンダーに基づく暴力(Gender based violence)」の構造への認識が不可欠とされているからだ[戒能 1998]。

4. 人権の視点に立つエンパワーメント

したがって、以上のような文脈で捉えられる女性のエンパワーメントの課題は、女性が個人の内面的世界と社会システムの両面で力を獲得していくこととしてある。さらに

それは、経済的なエンパワーメント、参画へのエンパワーメント、さらに人権の視点からのエンパワーメントという、エンパワーメントの三つの側面から捉えられるべき課題としてあることが了解されよう。それゆえにまた、エンパワーメントをこのように定義するとき、教育／学習の領域の果たす役割の重要性、生涯学習推進の意味付けが改めて確認されることになる。

第一の「経済的エンパワーメント」はもとより女性の自立にとっての第一義的な要素である。女性が自らの問題解決能力をつけること、社会のあらゆる場面における女性の影響力を行使し、保護的家父長制からの自立を測るエンパワーメントであるといったこととして意味付けられる。それらの「力をつける」ことの第一義的条件としてあるのが経済的エンパワーメントであるというべきだからだ。この経済的エンパワーメントと学習／教育が不可分な関係にあることはいうまでもないことである。

学校教育の場面でのジェンダー・フリー教育は、すでに出席簿の混合名簿化や家庭科共修を始めとして一定の成果と浸透を見せているが、さらに徹底して男女平等教育を掲げる学校教育の中にある「明示的なカリキュラム」あるいは「隠れたカリキュラム」を通して再生産されるジェンダー構造に切り込むジェンダー・センシティブな取り組みを必要としている[金井 1996-b]。だが、女性の経済的エンパワーメントにつながる教育／学習にとってとくに問われてくることは、女性の高等教育進学率と専攻分野のジェンダー・ギャップとされる問題にある。天野の指摘するように、日本の「高等教育の女性化」は、確かに女性の専攻分野を拡大はしたけれど、しかしそれはジェンダー・ギャップを崩すまでは至っていない。女性における「人文系の集中と理工系の過疎」に特徴づけられる学部選択におけるこの女性専用軌道が、女性の職業選択における偏りを打破しにくくしている背景になっている。とすれば、この構造を打破するには、国家的な政策としてイギリスでとられたような、中等教育段階で女子生徒のために用意されたという科学技術分野での「補正」カリキュラムを取り入れるような取り組みが必要とされるだろう[天野 1996]。

したがって女性の経済的エンパワーメントには、そうした学校から職場を貫いて存在してきたジェンダー・トラックの再生産構造を打破する取り組みから、さらにこれまでの日本社会の雇用システムにおける男性中心主義を打破する女性登用の多様な道を用意するといった抜本的な対応が必要であるというべきであろう。

第二の「参画へのエンパワーメント」であるが、ここでも

また日本社会の女性たちに突き付けられている課題は少なくない。なによりも政治・政策決定への参画であるが、政治への参画に比べれば政策決定過程への女性の参画推進は、審議会等委員の女性比率のアップとして一定程度の成果もみているといえる。しかしじつはその実態も30%数値目標には遥かに遠い15%から20%の状況にある。それ以上に深刻な実態は政治過程への参画にある。「北京」以降の女性たちの参画へのエンパワーメント学習／行動の成果は地方議会レベルでの女性議員比率の増加に一定程度反映されているものの、国政レベルでは極めて低い数値にとどまっているからだ。このような女性の政治参画を阻む壁を打破するためには、女性の参画へのエンパワーメントが、経済的エンパワーメントに劣らず日本社会にとっての重要な課題となっている。選挙区制度のあり方から比例代表区における女性候補者選出のアフーマティブ・アクションをかけるなどの取り組みまで踏みこんだ対応である[岩本 1997]。その意味で、女性の参画課題が審議会等への女性の参画率アップという見えやすい目標に特化して語られ、そうした行政参画型エンパワーメントの方向にだけ女性の学習／教育の出口が誘導づけられていくことも、「政治」参画へのエンパワーメントを含むエンパワーメントのより重要な課題を見えづらくすることに留意しておきたい。

パートナーリズムからの自立において、経済的なエンパワーメントと参画へのエンパワーメントはもとより女性の社会的に力をもつ重要な課題ではある。しかし女性が個人の内面的な世界において力をもつことにおいては、エンパワーメントの課題の三つ目の側面に関るより重要性をもった課題というべきであろう。すなわち「人権の視点からのエンパワーメント」課題を外しては女性のエンパワーメントの真の意味は考えられないということである。この人権の視点からのエンパワーメント課題においてこそ、自立のもっとも内面的な課題に関わるエンパワーメントが問われており、また女性のエンパワーメントのもっとも現代的課題がそこには存在する。女性が自らの性的身体を肯定的に受け入れセクシュアリティにおける対等な関係性を学び自己決定能力を培うエンパワーメント課題であるからだ。とくにそれは「女性の権利／人権」を強く打ち出した「北京行動綱領」において、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス問題など「ジェンダーに起因する女性への暴力」として提起された課題へのセンシティブな感覚を培うためのエンパワーメント教育／学習にも深く関わっている。

なぜ女性のエンパワーメントなのかをこのような文脈に

において確認しうるのであれば、生涯学習推進が公的に行われなければならない理由も明らかであろう。こうしたことが踏まえられないのであれば、生涯学習における民間活力活用論の動きに歯止めをかけることも難しいであろうし、さらに「出口のある学習」や「学習成果の社会的還元」の議論も生涯学習ボランティア育成論に回収され、福祉社会基盤づくりの中での福祉ボランティアと同調して、「ボランティア強制社会」を推進する結果になりかねない危惧も否定しにくいであろう。

5. グローバリゼーションと女性のエンパワメント

少なくともエンパワメントへの女性の学習／教育の課題をこのような奥行きと広がりの中に据えるならば、社会教育の場面で一つのジャンルを作ってきた「女性問題学習」も当然ながら見直しを迫られてくる[渡辺 1999 米田 1999]。戦後、社会教育の中で一貫してとりまかれてきた婦人(女性)を対象とする教育／学習も生涯学習推進体制の中で大きな転換局面にある。元国立婦人教育会館長としてこの女性の学習／教育に深く関与してきた志熊敦子氏は戦後直後からスタートする婦人教育はほぼ15年ごとに現在の第4期まで以下のようなメルクマールで区分しうるとしている[志熊 1997]。

第1期は1945-1960年、近代化への脱皮—婦人に対する教育、第2期は、1960-1975年、社会経済の変動に対応—自ら考え学ぶ婦人、第3期は1975-1990年、国際婦人年と女性問題学習—自ら学び行動する女性、第4期は、1990-現在まで、男女共同参画社会実現に向けて—女性のエンパワメントのための教育・学習、とされる。その課題の変遷は、まず第1期は戦前・戦後をはさんでドラスティックな時代の変化の波を受けて女性たちに新しい時代をどう生きるか、どのような家庭や夫婦関係を考えていくべきか、女性たちが認識していく機会を社会教育の側から啓蒙・啓発教育として働きかけていく目的で展開された。次の2期には市民女性の側からの自発的な学習ニーズをくみあげる形で展開された。そして国際女性年以降の「学習し行動する女性たち」の登場によって特徴づけられる第3期は、社会教育における「女性問題学習」が浮上した時期である。趣味やスポーツなど個人の気晴らしや生きがい学習にとどまらず、女性にとっての学習課題が自らの生き方の問い直しと変革につながるような学習、女性の自立や性別役割分業の克服という課題が学習の柱を構成した。そして第4期が生涯学習へ、自己開発学習主体としてエンパワメントする女性が学習する女性の新たなモデル像

として登場する現在までの時期である。

ところで「男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワメントのための教育・学習」として位置付けられている現在の第4期の、じつはこの課題の背景には相当に重たい困難な問題状況があることにも留意すべきであろう。というのは、もとより生涯学習推進は、国際化、少子・高齢化、情報化、女性の雇用化といった新たな社会問題や社会的変化への対応としてもあるが、さらに近年はこれらに経済社会の成熟化とグローバリゼーションの要因も加わっての女性をとりまく問題状況は、きわめて複雑な様相を呈しているからだ。先進国・途上国それぞれに現れ方の違いはあれ、共通してみられる「貧困の女性化」現象など、グローバリゼーションを背景とする「女性問題」はきわめて複相化した形で問題を表出させている。

そうした女性内部の多様化する主体の登場を背景とする生涯学習には、基本的には当事者のエンパワメントに資するもの、すなわち趣味や気晴らし教養といった次元にとどまりえない展開が求められる。さまざまな状況下にある当事者の直面する諸問題を自らが主体となって解決していく問題解決力につながる教育／学習にまで踏み込んだ幅広いかつ奥行きのある学習であることが問われてくる。それはとりも直さず女性がパターンリズム的支配から自立し自助・自己決定の主体へ、当事者としてのエンパワメントを第一義的とする教育／学習である。少子・高齢問題など社会的緊要課題に直面しジェンダー変動期にもあるこの現代社会を生きる女性が、自らの女性としての生き難さや抑圧感の背景を構造的に認識することは、自らの問題が子どもや高齢者の問題さらに男性の問題、現代社会の課題そのものと深くからんでいることに気付くことでもある。ここに「ジェンダーの視点」が生涯学習に差し出している課題がある。

しかもこの「ジェンダー」の問題軸には「ジェンダー」の問題だけではなく、「民族」や「階級」の問題がそこに絡んだ形で、ここにまたポストコロニアリズムといわれる国際化・グローバリゼーションの問題状況も入りこんでくる。それゆえに「女の連帯」を一枚岩的には立てられない状況がある。「同じ女」としてという立脚点そのものが批判的に問われねばならなくなっているのだ。どういう社会に生まれたか(北か南か)、どういう階層・階級に所属しているか、さらにまた性的志向性はどうかなどを含む、女性内部をさまざまに分断する「差異」あるいは「位置」について無頓着にはもはやシスターフッドを語れないということである。「女性のエンパワメント」も、当然そうした女性問題

の複雑な問題状況へのセンシティブなまなざしを問われている。こうしたことに無自覚であるならば、そこでは女性内部での女性による女性へのパターナリズム的支配を生む危険性もありうるということだ。ジェンダーの視点に立つ生涯学習という場合にも、当然ながら、ジェンダーの視点によって課題となっている上記のような問題を視野に入れて考えられねばならないはずである。

6. 「ジェンダーの視点に立つ女性の学習／教育」とNWECの事業

だとすれば、「新しい街づくり」や「ボランティア活動」への女性の参画が「出口のある学習」あるいは「学習成果の社会的還元」のあり方であるとして、女性の教育／学習がにわかにそのような方向に向かいつつあることにもっと批判的な目が向けられるべきではないか。現実には、高齢社会への対応として課題となっている地域介護のネットワーク化を軸とする福祉基盤整備の動きのなかでも、女性たちの地域ボランティア化や参画が進められているが、これらの動きも、行政主導の上からのネットワーク化が市民の側の自律性や自発性を浸食する形で取り組まれたり、「ジェンダーの視点」が欠落していたりするならば、結局それはボランティアに名を借りた「アンパイドワークの国家的な規模での再編」(マリア・ミース)に与しかねない。こうした女性たちの危うい状況、すなわち女たちの自己解放を賭けた自己実現や社会参加への熱意が、新たな形で女たちへの抑圧の原因を作りかねない状況について、とくに高齢化社会への女たちの地域での動き方に、樋口恵子は「<地域の嫁>にならないように」という形で警告を発している。高齢社会の自らの老いの不安から見切り発車的に動きだした女性たちの地域での活動が、せっかく「家の嫁」からの解放を手にした女性たちが今度は地域介護の担い手として「地域の嫁」になりかけている危うさを指摘しているのだ。女性たちの学習から実践への動き、自己実現や社会参加には、戦時下における「銃後の女」の戦争責任の問題も含めて、絶えずこのような危うさがつきまとう。

生涯学習がとらうとしている方向にも同様の問題を指摘できるはずである。女性問題学習が培ってきた学習から女性問題解決への実践という出口の求め方、実質的にそこで問われてきた性別役割分業の克服という課題が、個々人の意識改革=気付きから、現実の社会のジェンダーを組み込んだ社会システムを実質的に変える動きを作れない限り、マリア・ミースの危惧するような動きにもつなが

ってしまうからだ。すなわち女性たちの学習意欲や社会参画への熱意が、思いとは逆に、否定すべきシステムを新たな形で補完再生産していくことになりかねないということである。問題は女性たちがおかれている現実の社会をどのようなものとして認識するかということにある。「ジェンダーの視点」とはまさにこのことに関わっている。

「<性別による偏り=ジェンダー>のある社会」を男女の意識と関係性、さらに社会システムの双方からその是正をはかる。法的・制度的平等が達成されてもなお解決されない女性の生き難さを「性別による偏りのある社会」の軸から読み解く。さらに問題を読み解き認識することにとどまらず、その問題解決のために女性が主体的に行動する。しかもこの場合、女性たちが自らの生きている現実と自らの位置をジェンダーの視点から読み解くには、自らの「女性としての経験」を介した認識であることが問われている。しかしまたその個別的な認識から女性の抑圧の背景への深い認識に至るには、70年代以降のフェミニズム・女性学の理論的な格闘をとおして蓄積されてきた認識や知見を必要とする。女性内部にもさまざまな利害の対立や亀裂が存在し、自由や解放のイメージを一義的に立てにくい現実(さらに男性問題も含む)においては、現代を生きる女性の経験の多様性を踏まえてかつ多様化・複相化する現実の背後にある性差別・抑圧の構造的な認識が不可欠となっているのだ。現代フェミニズム・女性学が戦後の家父長制やジェンダーといった新たな言葉・概念とともに理論的に格闘してきた意味もまさにここにある。

何のための何に向けての女性たちのエンパワーメントなのか。女性たちの自己実現の思いや参画への意思が、否定している当のものを保管してしまうようなことにならないためには、女性の教育／学習においてどのようなことに留意されるべきなのか。そこでは女性たちの学習には、相当に高度で系統性をもった専門的な内容も問われている。NWEC(国立婦人教育会館)の事業はそうした女性の教育／学習要求に対応しえているのだろうか。

NWECが90年代に入ってとりわけ「北京」以降新たにスタートさせている事業は、明確にそのような変化を意識した展開であると見ることができよう。同館が1981年から5期15年間にわたって開催してきた「女性学講座」が、日本の女性学の「上からの啓蒙」に果たした意義、すなわち高等教育機関への女性学の浸透にとどまらず、前記したような女性の学習場面での社会教育系统での女性問題学習と女性政策側の女性プラン推進を軸とする女性学教育／学習の取り組みとを橋渡しし、前者の場面に女性学

の課題を浸透させる面での「女性学」講座が果たした役割は小さくはない。年ごとに増加した参加者数、また参加者層の変化、すなわち当初は女性学研究者を中心とする講座から年々社会教育、女性政策関係者や地域の学習実践を積んだ女性たちを巻き込んで広がり浸透をみたことの意義である。しかし会館は、「北京」後は、この「女性学」講座を閉じ、新たに「女性学・ジェンダー研究フォーラム」をスタートさせた。自主的な持ち込みワークショップ方式を軸とする、「女性学」「ジェンダー研究」フォーラムである。「ジェンダー」の軸を立てた、北京会議と生涯学習を踏まえた、NWECの新たな事業展開への明確な転換がそこにはうかがえる。そしてこの方式は、地域の女性問題啓発などの学習場面にも確実に浸透を見せつつある。上からのお膳立てではない市民の側からの多様な学習／活動の取り組みの自主的な情報交流のネットワーク化への支援や場の提供など、生涯学習支援という学習／教育を意識した事業展開であり、「女性学」の成熟と浸透を踏まえつつも「北京」後の女性の学習／活動の課題を明示化するものとして「ジェンダー」を前面に打ち出している事業展開であり、女性学・ジェンダー視点の社会への浸透に大きなインパクトを与えている。

だがそうした評価をしよう一方で、いくつか懸念すべきこともある。一つには理念的課題の見えにくい生涯学習推進の状況や「男女共同参画」の言葉が「ジェンダーの視点に立つ」課題を見えづらくする現実があることにも留意すべきではないかということである。マジョリティの国民にとって抵抗感が少なく男性を巻き込みやすいということでも「男女共同参画」という言葉が使われていくとしても、この言葉で担保すべき課題は「真の男女平等社会の形成」に資するものであることはいまでもない。もう一点、「学習支援」に軸をおく生涯学習推進が、女性の学習／教育の位置付けを相対化しないかという懸念である。社会教育における女性問題学習の作り上げてきたものや女性学・フェミニズムの知的成果が女性たちに共有されて行く場としての女性の学習権の保障については、ハンプルク宣言が教育権の被・不利益者への成人教育の保障を掲げていることの趣旨が顧みられるべきであろう。さらに言えば、個人の学習支援から踏みこんだ、女性の参画へのエンパワーメントに資するような女性の活動支援の多様な手法の開発も問われている。持ちこみワークショップ方式の定着から次の段階への女性のエンパワーメント戦略が課題となっている。

NWECの新たな事業展開が、女性問題のグローバルな

認識と、女性のエンパワーメントの深い課題に届き、真の男女平等社会の形成に資するものであるためには、改めて「ジェンダーの視点に立つ女性の学習／教育」の意味をより明確化することと、それが「女性の権利／人権」の課題に深く関わっていること、人権の視点に立つエンパワーメントの意味が再確認される必要があるというべきではないか。

7. 「女性の権利」は21世紀の人権

女性のエンパワーメントと教育／学習の意味は、生涯学習推進の文脈においても、国際女性年を背景とする男女共同参画社会推進の取り組みにおいても、新しい社会システムの構築とその主体として期待される女性の登場にある。とくに女性のエンパワーメントの深い課題は「女性の権利／人権」の確立にかかわっている。女性の権利は21世紀の人権であるといわれる所以である。成人教育が21世紀の鍵であることを謳ったハンプルク宣言の趣旨においても、人間中心の開発や持続可能な発展、正義、平和、人権のキーワードとともに、「人権への全面的な敬意に基づいた、人間中心の開発と参加型社会」の形成が生涯学習推進の理念的課題として明確に掲げられている。本稿ではこれらのことをふまえて、社会構成員それぞれのあるいは社会の諸カテゴリー構成グループの「パターナリズムからの自立」としてエンパワーメントの意味をとらえ、パターナリズムに基づく「保護の対象」から「自己決定する主体」としての個人および当該グループの意識高揚と意識覚醒にこそ、女性のエンパワーメントと「女性の権利確立」の内実があるのだということを提示してきたのである。このパターナリズムからの自立と女性の権利／人権から女性のエンパワーメントの意味を考えるならば、あらためて日本社会における女性の学習／教育に問われている課題を確認しようのではないか。

「女性の権利」はウィーン宣言から北京行動綱領に入ってきたものである。もともと第4回世界会議の行動綱領は「女性のエンパワーメントのためのアジェンダ(予定表)」とされたものだ。そこで12の重要分野300項目におよぶ行動綱領の全体を通しての主要な課題とは、「女性の権利」であり、「持続可能な開発と女性の役割」であり、さらに「女性のエンパワーメントと参画」であった。そしてそれらの全体を貫く課題として「ジェンダーの視点」が立てられている。ここで立てられた「女性の権利」とは、「ウィメンズ・ライツ・アー・ヒューマンライツ」のスローガンで語られたもので、このスローガンの趣旨を端的に表現するために権利と人

権をスラッシュでつないで「女性の権利／人権」という表現がとられるべきではないかと考え本稿でそれを踏襲してきた。この「女性の人権」の考え方こそ、1993年に開催されたウィーン世界人権会議において人権についてのまったく新たなコンセンサスとして確立されたものである。そこではじめて女性への暴力を女性の人権侵害とする認識が獲得されたからだ。女性の性や身体に加えられる暴力や支配が女性の人権という視点においてはじめて社会的問題として明るみに出されるに至った。戦時下や紛争下における、国家によるあるいは敵対する民族間での女性に加えられる暴力については、かつての日本軍による従軍慰安婦問題や、また現在ではボスニア・ヘルツェゴビナの「民族浄化」の名の下に起こった「女性への集団レイプ」があげられる。さらに社会的場面での女性への暴力としてミスコン問題やポルノ問題、あるいはセクシャル・ハラスメントが取り上げられている。そして私的領域においてはドメスティック・バイオレンス(夫による妻への暴力)問題まで、じつにさまざまな形による女性への暴力が存在することが明るみにされたのだ。これらのことはいずれもこれまでは戦時下という特殊状況でのできごと、あるいはプライベートの領域での私的なことがらとして、「愛のムチ」や「行きすぎた愛情表現」といった見方で放置されてきたことに対して、「女性の人権」という観点からの取り組みがようやく始まったといえる。21世紀を目前にした段階であえて「女性の人権」が強調されなければならない背景には、現実問題として、家庭内での夫の暴力や紛争下での集団強姦や強制妊娠、あるいは少女の性器切除など女性の身体や精神の自由というもっとも基本的な人権の侵害がなお多く存在している事実があるからだということを、「女性の権利」について法学者の立場から研究している辻村みよ子氏は指摘する[辻村 1998]。

60年代末以降のいわゆる第2派フェミニズムの女性運動を通して意識高揚した女性たちの間からこのような今日の女性の人権状況への取り組みが広がり浸透をみたことによって、この問題がこの世界にある「ジェンダーに基づく暴力」の構造的背景に起因することが明らかにされたのである。そこには、第2派フェミニズムが第1派フェミニズムにおいて女性の人権へのアクセスとしていわゆる「婦人三権」とされた参政権・教育権・労働権に対して、新たに「女性の性的自立権や自己決定権」の要求軸を立てたところでのウィメンズ・ライツへの転換がある。「女も人間」の主張から近代的人権へのアクセス権として立てられたウィメンズ・ライツに対して「身体・セクシュアリティ」を軸とする課題への、いわばウィメンズ・ライツのパラダイム転

換とも言うべき転換である。身体や精神の自由権という最も基本的な人権に関ることが、女性の身体・セクシュアリティの軸から提示され、それがいまだ未完のテーマであり、それゆえにそれが21世紀に引き継がれるべき課題であることが、まさにこれらのことが女性運動の高揚を通して女性のエンパワーメントによってクローズアップされたのである。さらにそれが「ジェンダーに基づく暴力」であるとする認識において、「女性の権利／人権」の確立が、ジェンダー・イクオリティ、ジェンダー・ジャスティスの実現という深い理念的課題に関っているのだということ、その意味で、ウィメンズ・ライツが21世紀的人権への新たな価値の世界を拓くことにつながるというべきなのである。

ウィーン会議からだけではなく、この他にも「開発と女性の参画」はリオでの環境開発サミットから、さらにリプロダクティブ・ヘルス／ライツ・女性の性と生殖の健康／権利という新しい権利はカイロ人口開発会議からといった具合に、行動綱領には、90年代に入ってからいくつかの国際会議の場面での人権や環境、人口問題、社会開発をめぐる思想的課題が組み込まれている。しかしそれらは、政府間会議だけでは各国社会の利害関係に阻まれてとうてい合意に至りえなかった課題であり、それがなされたのは、政府間会議と平行して開催されたNGOの女性フォーラムからの強いロビイング活動によるものである。そしてこのようなNGO的な市民力の成長がいまもとも日本社会に必要とされるというべきであろう。いまや「国連政治は国家間政治を越える」といわれる所以であり、NGOが果たす役割がもはや無視しえないことが「北京」においても証明されたということであり、GOとNGOのパートナーシップの重要性と女性のエンパワーメントと参画の意味が改めて確認されたということなのである。そして綱領全体を貫く重要な視点が「ジェンダーの視点」「ジェンダー・センシティブな視点」なのである。

8. 「私」の人権感覚を鍛えるエンパワーメント

これまではもっぱら女性のエンパワーメントと参画から生涯学習社会の意味付けをしてきた。しかし翻って考えれば、女性の人権、パターナリズムからの自立、自己決定の確立へのエンパワーメントは、女性に限ってのことではない。しかしじつは女性は被害者であるばかりでない。加害の立場におかれることもある。例えばそれは、自閉的専業主婦状況を生きることを余儀なくされる女性たちが、自らが抑圧的な状況にありながら、育児や介護の場面でより弱い立場にある子どもや高齢者への人権侵害の加

害者となりかねないということである。じつは母性神話に阻まれて女性の権利の立てにくい日本社会においてこそ、抑圧の委譲のなかにある人権問題の深刻さに留意されるべきなのである。現実には、深刻化する子ども虐待の実態や育児不能症候群、さらに高齢者の介護の場面での介護放棄や介護虐待などの問題は、結局、女性がいい母・いい妻・いい嫁の良妻賢母的女性観に縛られて義務的役割の強い抑圧感を過剰に抱えこむところで起こっている。介護するもの／されるもの双方の人権問題がそこには存在するのであり、そうした現実を踏まえるならば、ようやく日本社会においても介護保険法のスタートを契機として家族介護から社会的介護への大きな方向転換が図られつつあることが、人権という視点からの思想的課題としても捉えられるべきことが了解されよう。

パターナリズムからの自立と市民一人一人のエンパワーメントは、じつは、社会構成員それぞれの属性を越えてすべての人が追及すべき課題である。女性も子どもも、障害者も高齢者も、それぞれが人権の当事者としてそれを尊重される社会への転換であり、それぞれのエンパワーメント学習が課題となっているということである。差異ある存在として人間一人一人の個性と価値が認められ、対等の立場で自らの意思に基づき、人々が社会の様々な場面に参画できる社会づくりが目指されているということである。いのち、くらし、自然、社会とのかかわり方について、いま以上に、一人一人の選択と責任に基づく参画と創造が求められているのであり、生涯学習とはそうした市民一人一人の力を培うエンパワーメントの場であるということである。

だが他方でウィメンズ・ライツとはいうものの、もはや女性問題を一義的には立てられない状況、したがって女性の連帯や共闘も安易には語れない状況がある。そのことは、女性問題の南北構造ともいべき場面でもっともシビアな様相を帯びて現出する。こうした問題はNWECの国際フォーラムのような場面でも避けがたく、女性のエンパワーメントへの教育／学習についても、深刻な貧困やエイズ、少女の人身売買、構造的な売春問題などを抱え、生存そのものに関わる危機の中にある第三世界の女性たちと、自由と豊かな物質的生活を手に行っている第一世界の女性とでは、エンパワーメントの課題をどうい同義には語れない。エンパワーメント戦略はそれぞれの女性の問題状況・抑圧をリアルに踏まえたところからの違ったアプローチが問われざるをえない。

既述のように、女性内部での女性によるパターナリズム

的支配にも関る問題として、現に国際的運動場面での「性器切除」をめぐる女性運動内部の厳しい対立構図があげられよう。少女への性器切除のこの伝統・儀礼がいかにか文化の名において正当化されようともそれはもっとも過酷な「女性への暴力」以外のなにものでもないこととして「人権の普遍性」において「性器切除」を厳しく批をする「第一世界」のフェミニズムの主張が、じつは「第一世界」の価値観の「第三世界」への押し付けであり、ときにそれは途上国・第三世界の側の女性たちのデイス・エンパワーメントにもなりかねないとする「第三世界」側からの厳しい批判にさらされているからだ。エンパワーメントが言葉の真の意味で当事者のエンパワーメントにつながるためには、人権の普遍性において語られる援助や支援さらに連帯がレイシズムに転化してしまうメカニズムに無頓着であるわけにはいかないということだ。単純にシスターフッドを立てるわけにはいかないのはこうした問題に関っている。女性のエンパワーメントへの教育／学習の戦略もそれぞれの文化的・社会的状況と背景に則して立てられるべきこと、とくに第一世界からの第三世界への関わりにおいて、前者から後者に支援や連帯が語られるとき、そこにあるまなざしや言説が意図せずして相手の側のデイス・エンパワーメントにつながりかねないということに、センシティブでありすぎることではないと言うべきであろう。

最後に、アジアの一構成員としての日本社会の女性のエンパワーメント課題には、経済的エンパワーメント、政治的エンパワーメントはもとよりの不可欠の課題ではあるが、それ以上に「人権の視点に立つエンパワーメント」が問われていることを再確認したい。ようやく日本社会にも「基本法」制定後の次なる課題として「性暴力防止法」制定への動きが始まっている。これによって、「北京」後国内的課題とされてきたことは、優生保護法の母体保護法への改訂、雇用機会均等法の全面見直し、さらに「基本法」の制定を見た現在、売春防止法の全面見直しと女性福祉法の制定、リプロダクティブ・ヘルス／ライツと女性の中絶の権利の確立を含む広義の「女性健康法」の制定を残すところとなった[金井 1998-b]。残されたいずれの課題も、女性の身体、性、生殖への侵害・暴力の問題に関わるテーマであり、男女共同参画社会の形成のもっとも深い内実を構成する課題である。しかもそれは行政サイドからの法制度の整備で解決のつく問題ではない。いま女性のエンパワーメントに求められているのは、そうした取り組みへの市民の側からの関わりであろう。セクシュアル・ハラメント、強姦、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被

害女性や買春の場面で深刻な人権侵害にさらされている「滞日」女性たちまで、さまざまなレベルでの女性の人権侵害への国籍を問わずの対応を迫られる日本社会において、いまようやく女性の駆け込み寺としてのシェルター運動など、女性たちの草の根的な人権ネットワークの輪が広がりつつある。ポストの数ほど女性のよろず相談窓口が地域の中に作られていくようなそうしたNGO/NPOの取り組みに女性たちのエンパワーメントが結実するとき、真の男女共同参画社会の内実が下から用意されていくことになるのではないか。

人権感覚を育てることが、しかもそれは一般的な人権感覚としてではなく、どこまでも「私」の人権感覚を育てることとしてある。権利侵害を受けた者の人権救済システムの制度化と、NGO人権ホットラインが社会の中に網の目のように張り巡らされるようなシステムの整備が課題となっている。その意味においても、「基本法」が謳う「人権の確立と民主主義の成熟」は、女性の権利/人権の確立、女性のエンパワーメントと参画なしにはありえない。地球環境の深刻化する問題状況、地域紛争の多発するエスニシティの時代を迎え、さらに家族・ジェンダー関係の大きな変容など、さまざまな課題が山積している。学習/教育の意味付けはこうした問題状況の中で人々が自らの問題の解決の当事者として動く力をつけることとしてあるはずである。

男女共同参画社会の内実、ジェンダー・イクオリティ(男女平等)の実現にあり、その実現には、現実の社会に根深く存在する固定的な性別役割観と性差別的な意識や慣行を洗い出しその変革を迫り、さらにそれを支えてきた社会のシステムを組替えて行くことが問われている。性による差別の存在を許さない社会の形成を通して、両性の尊厳を確立し、男女がともに責任を担い合う社会を築く。これらの理念と課題を法で基礎付けたのが「基本法」である。この基本法の理念が「男女共同参画」ということばによってその理念的課題を換骨奪胎されることのないように「ジェンダーの視点に立つ生涯学習」の推進が、さらに「人権の視点からの女性のエンパワーメント」が、さらにまた「女性の権利/人権」を21世紀の人権とする認識から、身体・性を軸とする女性の内面的なエンパワーメントが、男女共同参画社会の内実を作ることであること、生涯学習にジェンダーの課題が提起していることもまさにこのことにあるということを確認して稿を終えたい。

<参考・引用文献>

- 天野正子 1996 『「ジェンダーと専攻」の現在』[IDE現代の高等教育]民主教育協会
- 伊藤雅子 1993 『女性問題学習の視点 国立市公民館の実践から』未来社
- 岩本美砂子 1997 「女のいない政治過程—日本の55年体制政策決定を中心に—」日本女性学会『女性学』5
- 入江直子 1999 「女性問題学習の方法を問う」『月刊社会教育』520 国土社
- 岡真理 1998 『「同じ女」とは何を意味するのか』江原由美子編『性・暴力・ネイション』勁草書房
- 大沢真理・上野千鶴子 1999 「上野千鶴子の「ズバリインタビュー」男女共同参画基本法のめざすもの—策定までのウラオモテ」横浜女性協会編『女性施設ジャーナル』5 学陽書房
- 金井淑子 1994 「フェミニズムと人権問題 ウィメンズ・ライツとヒューマンライツ」神奈川大学『神奈川大学評論』19
- 金井淑子 1995 「ジェンダー・ポリティックスへ」金井編『ジェンダーと女性政策』神奈川県立かながわ女性センター『かながわ女性ジャーナル』13
- 金井淑子 1996-a 「ジェンダーフリー教育をめざして フェミニズム・女性学からの提言」堀尾輝久・他編『講座・学校3変容する社会と学校』柏書房
- 戒能民江 1998 「家族と暴力」国立婦人教育会館『国立婦人教育会館研究紀要』2号
- 金井淑子 1996-b 「北京行動綱領から国内行動計画へ」金井編『参画へのエンパワーメント』神奈川県立かながわ女性センター『かながわ女性ジャーナル』14
- 金井淑子 1998-a 「女性学の〈周辺〉からの〈女性学〉再考」日本女性学会『女性学』6
- 金井淑子 1998-b 「男女共同参画型社会をめざして 北京・ビジョン2000年プラン、新たな価値の創造へ」福岡市都市科学研究所『都市科学』35特集『21世紀と女性』
- 黒沢惟昭編 1992 『生涯学習時代の社会教育』明石書店
- 黒沢惟昭・森山浩一編 1995 『生涯学習時代の人権』明石書店
- 佐藤一子 1999 『生涯学習と社会参加 おとなが学ぶことの意味』東京大学出版会
- 志熊敦子 1997 「エンパワーメントと女性の教育・学習 国の婦人教育施策の系譜からみる」国立婦人教育会館『国立婦人教育会館研究紀要』創刊号
- 辻村みよ子 1997 『女性と人権』日本評論社
- 長澤成次 1999 「社会教育と生涯学習の概念をあらためて問う」『現代思想』5月号特集『大学改革』青土社
- 藤村好美 1998 「成人教育の近未来像を求めて—ユネスコ第5回国際成人教育会議「未来へのアジェンダ」を読み解く」『月刊社会教育』514 国土社
- 米田佐代子 1999 「女性問題の新しい課題—〈ジェンダーの視点〉をめぐって」『月刊社会教育』520 国土社
- 渡邊洋子 1999 「「ジェンダーの視点」からみた社会教育実践の現状と課題」日本女子社会教育会『女性教養』563

(かない・よしこ 横浜国立大学教授)